

大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、県内企業の海外における県産加工食品の販路開拓を促進し、県経済の活性化に寄与するため、海外で開催される見本市・展示会・商談会（以下「海外見本市等」という。）への出展等の県産加工食品海外販路開拓へ向けた取組を広く公募し、中小企業者の取組に対して支援することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県産加工食品」とは、大分県内で加工、製造された加工食品をいう。
- (2) 「海外見本市・展示会」とは、販路拡大やブランド構築をするための見本市、展示会その他これらに類するもので、海外で開催されるものをいう。
- (3) 「海外商談会」とは、卸や飲食店、小売店等のバイヤーとの商談の場として提供される催し又はこれに類するもので、海外で開催されるものをいう。
- (4) 「新輸出大国コンソーシアム」とは、商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）などの支援機関を幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みのことをいう。
- (5) 「ジェトロ等の関係機関」とは、以下ア～ウのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般財団法人
 - ウ 国が事務局として運営する機関・団体

(事業の内容)

第3 対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が出展する海外見本市・展示会への出展
- (2) 大分県又は国（ジェトロ等の関係機関を含む）が主催又は共催する海外商談会への出展
- (3) その他知事が認める県産加工食品の海外販路開拓へ向けた取組

(事業実施主体)

第4 この事業において事業実施主体は、下記(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。ただし、下記(3)については、別に定める大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱により、補助金交付申請書を知事に提出するまでに下記いずれかの会員となれば、これに該当するものとする。

(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者で、大分県内に本社又は製造拠点を有する中小企業者又は個人事業主

(2) 県産加工食品の製造又は販売を主たる事業として営む者

(3) 「新輸出大国コンソーシアム」の登録者又は「(一社)大分県貿易協会」の会員

2 前項に掲げるものは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないものとする。

(事業計画認定申請書の提出及び採択)

第5 事業実施主体は、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定申請書(様式第1号)を知事に提出するものとする。

2 知事は前号に掲げる書類の提出を受けた場合、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施計画書の認定を行い、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定通知書(様式第5号)により、事業実施主体あて通知するものとする。

3 事業の着工は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとするが、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業交付決定前着手届(様式第6号)を提出したうえで、交付決定前に着手することができるものとする。

(審査基準)

第6 次の各号を考慮しながら総合的に判断し、選定するものとする。

(1) 新規性

(2) 実現性

(3) 継続性・発展性

(4) 働き方改革への取組

(事業の実施)

第7 事業実施主体は、本事業の要旨に沿って適正に事業を実施するものとする。

(助成措置)

第8 知事は予算の範囲内において、認定された事業について、別に定める大分県産加工食品海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

(附則)

この要領は、平成30年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業から適用する。

(附則)

この要領は、平成31年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年度の当初予算に係る大分県産加工食品海外販路開拓支援事業から適用する。

様式第1号（第5関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名

印

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画について、認定されるよう大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領第5の規定により申請します。

添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）

事業実施計画書

1. 事業者の概要

事業者名			
住 所			
代 表 者			
業 種		主な製品	
従業員数		資本金又は出資金	
連 絡 先	住 所		
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
	TEL		
	FAX		
	E-mail		
海外ビジネスの状況 (輸出先国、輸出商品など)			
過去に出展した海外見本市等 (国、名称、年度など)			

2. 事業内容

①海外見本市等の概要	
名 称	
開催期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開催場所	国名： 都市名：
派遣予定人数	人
②出展商品の概要	
商品名	商品の特徴、強みなど

③事業の背景・目的
④期待される効果
⑤出展対象国での今後の事業計画
⑥働き方改革への取組
※「おおいたワーク・ライフバランス推進優良企業表彰」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「しごと子育てサポート企業認定」など、働き方改革に寄与する取組を実施している場合、その内容を記入ください

3. 事業費

総事業費	補助対象経費	負担区分		備考
		県費補助金	その他	
円	円	円	円	

4. 事業完了予定年月日 年 月 日

5. 添付書類

- ①事業者の概要がわかる資料（パンフレットやHPの写し等）
- ②出展する商品の概要がわかる資料（商談シートやパンフレット等）
- ③定款の写し（法人の場合のみ）
- ④出展する海外見本市等の概要がわかる資料
- ⑤直近1年の決算書の写し（個人事業主の場合は「確定申告書の全部写し」）
- ⑥見積書又はそれに代わるものとして知事が認めるものの写し

様式第3号 (第5関係)

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	備 考
県費補助金	円	
自己負担金	円	
計		

2 支 出

項 目	予 算 額	積 算 内 訳
	円	
計		

様式第4号（第5関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____ ㊟

生年月日 _____ 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第5号（第5関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画認定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事



年 月 日付け 第 号で実施計画の認定申請のあった 年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施計画については認定したので、大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領第5の2の規定により通知します。

様式第6号（第5関係）

年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業交付決定前着手届

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
事業者名
代表者氏名



年度大分県産加工食品海外販路開拓支援事業実施要領第5の3に定められた事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業実施主体	
海外見本市等の名称	
開催期間	
事業費	
事業開始予定年月日	
事業完了年月日	
理由	